いじめ防止基本方針

～いじめ0をめざして～

つくば市立真瀬小学校

1　未然防止のための取り組み

○ 学級経営の充実

- 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、児童一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。
- 正しい言葉遣いができる集団を育てる。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

○ 授業中における生徒指導の充実

- 「自己決定」」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- 「楽しい授業」「わかる授業」を通して児童の学び合いを保障する。

○ 道徳において

- 「考え議論する」道徳の授業を中心に、いじめを題材として取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- 思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

○ 人権教育において

- 正しい言葉遣いや他人を大切にできる児童生徒の育成を目指し、児童を支援・指導する。
- 自分自身の心と体を大切にする児童を育てる。
- 自分と違う他人の存在を理解し、尊重することができる児童を育てる。

○ 学級活動において

- 話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- 構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る

○ 学校行事において

- 児童が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- 自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（なかよし集会）

○ 家庭や地域との連携

- いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図る。

２　早期発見のための取り組み

○ 複数の教員の目による日常の交流を通した発見に努める

- 全職員で全児童を見守っていくという意識を涵養する。
- 多くの教師が様々な教育活動を通して、児童に関わることにより発見の機会を多くする。
- 全職員による、児童の朝の様子の見取りを大切にする。
- 休み時間の外遊びの巡回を計画的に行い、児童との交流を図るとともに、トラブルを未然に防いだり、早期に発見したりできるようにする。

○ アンケート等の調査を計画的に行う

- 「学校生活アンケート（いじめ実態調査）」を毎月定期的に実施する。また長期休業明けにも実施する。
- アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などには必要に応じてスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。

○ 教育相談による把握

- どの児童も、どの職員に対してもいつでも相談できることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- 必要に応じて面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。

○ 保護者や地域からの情報提供の場をつくる

- いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの早期発見に協力を求める。
- 家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。

３　問題への対応（いじめ発見から解決までの取り組み）

１　いじめの情報の把握・いじめの発見

発見者 → 担任 → 生徒指導主事・児童支援担当・教務 → 校長・教頭

２　対応チームの編成

校長の命により、教頭・教務主任・生徒指導主事・ユニットリーダー・担任・児童支援担当教諭・（スクールカウンセラー）・養護教諭等事案に応じて柔軟に編成

３　対応方針決定・役割分担

⑴ 情報の整理

- いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の子どもの特徴

⑵ 対応方針

- 緊急度の確認（自殺、不登校、暴行などの危険度）
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

４　事実の究明　～被害者→周囲の児童→加害者の順で～

○いじめられている子どもや、周囲の子どもからの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
○安心して話せるよう、その子どもが話しやすい人や場所などに配慮する。
○関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
○情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。
○聴取を終えた後は、当該児童を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。
×いじめられている子どもといじめている子どもを同じ場所で事情を聴くこと。
×注意、叱責、説教だけで終わること。
×双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。
×ただ単に謝ることだけで終わらせること。
×当事者同士の話合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

５　関係機関との連携

○市教育委員会・教育相談センター＝報告と対応方針の相談
○警察＝暴行傷害・恐喝等の事件の発生
○医療機関＝被害者の心身の外傷
○ＰＴＡ＝本部役員会への報告・相談

５　被害者への対応

◎共感的に事実を聞き、いかなる理由があっても味方であるという姿勢で対応する。
○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童のよさや優れているところを認め、励ます。
○いじめている側の児童との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。
○経過を見守ることを伝え、面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。
○自己肯定感を回復できるような支援を継続する。
×「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

５　加害者への対応

◎いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導し、内省させる。
○話しやすい話題から入り、中立の立場でうそやごまかしのない事実確認を行う。
○被害者の辛さに気付かせ、責任転嫁を許さず自分が加害者であることの自覚をもたせる。
○面談や教師との交流を続け、成長やよさを認めていく。

５　他の児童への対応

◎いじめは、学級や学校等集団全体の問題とし教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す
○いじめの事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
○周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者であることや被害者の気持ちを考えさせる。
○いじめを許さない集団づくりに向け話し合わせるなどし、活動を支援する。

６　保護者への対応

被害者の保護者
○家庭訪問を行い事実を正確に伝え、 徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に伝える。
○いじめの全貌がわかるまで、相手の保護者への連絡を避けることを依頼する。
○対応の経過を伝え、理解と協力を得る。

加害者の保護者
○家庭訪問を行い事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。
○相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。
○指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。
×保護者への批判的言動や非難はしない。

４ いじめ対策組織と年間計画

○ いじめ対策委員会の実施

・ 職員会議や職員集会等で「学校生活アンケート」の結果報告を共有する。
・ 校長、教頭、教務主任、児童支援担当主任、生徒指導主事、養護教諭で構成する。
・ 緊急の対応が必要の場合は、校長の命により臨時的に開く。

○ いじめ対策担当の設置と業務

・ いじめ問題解消支援の教員（児童支援）が担当し、経営的視点をもっていじめ対策を推進する。
・ いじめ対策の全体計画や対応マニュアル等を立案する。
・ いじめ対策委員会の運営と会議結果の全職員への周知を行う。
・ いじめ問題に関する校内研修を推進する。
・ 個々の事例に関わる教職員への相談や助言、スクールカウンセラーや外部機関との連絡調整を行う。
・ いじめ指導に関わる記録の集積と引継ぎを行う。

○ 教職員の意識向上のための校内研修の実施

・ 校内研修を計画的に実施し、職員全員によるいじめ問題の予防と児童の相談の機会を与えられるよう、対応と見識と共通理解を深める。

いじめとは「学校の内外を問わず」「子どもが一定の人間関係のある者から、心理的・物理的攻撃を受けたことにより心身に苦痛を感じているもの」で「いじめか否かの判断は、いじめられた子どもの立場に立って行う」（文部科学省）

いじめに関しての共通理解事項

《いじめ問題の対応に必要な教師の姿勢》

・ いじめ問題には必ず組織で対応する。
・ いじめは自分の目だけでは十分に発見できるものではないという認識に立って子どもや保護者からの通報、他の教職員から情報に真摯に対応する。

いじめの認知は，いじめの解消に向けた第一歩 ⇨ 認知件数が多いことは悪いことではなく，いじめ問題に対する意識の高さの表れと考え，件数が多い少ないではなく，認知した事案を，どれだけ，どのように解決したかが大切

・ 自分が担当する学級、授業等を常にオープンにして、多くの教師や保護者等の目に触れるようにしておく。

《いじめと犯罪の関係についての認識》

・ いじめは、当事者間の状況によっては、司法機関と連携し、犯罪（暴行、傷害、脅迫、恐喝、侮辱、名誉棄損罪）として対応する場合もある。

◆いじめ対策年間計画◆

月	教職員の活動			児童の活動		
	職員会議	**校内研修**	**教育相談等**	**学級活動･つくスタ**	**児童会活動**	**その他**
4	○全体計画の検討 ○アンケート結果共有	○いじめに対する共通理解 ○児童理解の名簿作成	○生活アンケート実施	○学級のルールや人間関係づくりのための活動 ○行事を通した人間関係づくり	○あいさつ運動	○校内オンライン相談窓口の設置
5	↓	○人権研修	○生活アンケート実施	○話合い「学級の諸問題について」 ○「ありがとうの木」の作成	○あいさつ運動	○サポート活動（クリーン作戦）
6	↓	○教育相談	○生活アンケート実施 ○相談	○SOS の出し方について	↓	↓
7	↓	○保護者との面談ついて	○生活アンケート実施 ○保護者面談	○情報モラル教室	↓	○サポート活動（クリーン作戦）
8	↓	○教育相談技術（講師 SC）	↓	↓	↓	↓
9	↓	↓	○生活アンケート実施（２回） ○相談	○いじめが起きにくい集団作りについて	↓	↓
10	↓	○フォーラムに向けて	○生活アンケート実施 ○前期相談内容のまとめ	○いのちの授業	↓	↓
11	↓	○アンケート分析	○生活アンケート実施 ○教育相談	○仲良し集会の振り返り	○なかよし集会 ○あいさつ運動	○サポート活動（運動会）
12	↓	↓	○生活アンケート実施 ○保護者面談	↓	↓	↓
1	↓	↓	○生活アンケート実施	↓	↓	↓
2	↓	↓	○生活アンケート実施	○いのちの授業	↓	↓
3	○評価と次年度計画のまとめ	○評価と次年度の課題	○生活アンケート実施 ○相談内容のまとめ	↓	○反省と次年度計画	○評価と次年度計画

真瀬小学校の生徒・保護者の利用できるいじめに関する主な教育相談窓口

相談機関	住　　所	相談時間等
つくば市教育 相談センター	つくば市沼田 40-2	電話　月水木金　９：１５～１７：０５ 火　９：１５～１６：４５ 面接相談、出張相談は要予約 祝土日、12/29～1/3を除く ０２９－８６６－２２１１ ＊出張相談（葛城小内）
茨城県いじめ・ 体罰解消 サポート センター	県南教育事務所内 〒300-0051 土浦市真鍋 5-17-26	ホームページ https://www. edu. pref. ibaraki. jp/ijimekaisho/kennanijimekaisho/index. html メール　kennanijimekaisho@edu. pref. ibaraki. jp 電話　029-823-6770 月曜・水曜 9時～16時30分 火曜・木曜・金曜 9時～18時30分
子ども ホットライン	☎or✉	ホームページ http://www. edu. pref. ibaraki. jp/board/kodomo/kanji/fax-mail. html 電話　０２９－２２１－８１８１ ＦＡＸ　０２９－３０２－２１６６ メール　kodomo@edu. pref. ibaraki. jp ※　電話・メール・FAXは24時間受け付け
教育・子育て 電話相談	☎or✉	ホームページhttps://www.edu.pref.ibaraki.jp/katei/counter/index.html 電話　０２９－２２５－７８３０ ＦＡＸ　０２９－３０２－２１６１ ※　メールも可（ホームページから）
子ども教育相談	笠間市平町1410 教育研修 センター内	月～金(祝祭日、12/29～1/3を除く)　9:00～16:30 0296-78-2333（電話相談） 0296-78-3219（来所相談予約）
児童相談所	土浦市下高津 3-14-5	月～金　8:30～17:15 ０２９－８２１－４５９５
茨城いのちの 電話	☎	029-855-1000　毎日２４時間 029-255-1000